

境港市議会基本条例 新旧対照表 （下線部が改正箇所）

新（改正案）	旧（現 行）	参 考
（議員の政治倫理） 第8条 <u>議員は、境港市議会政治倫理条例（平成26年境港市条例第25号）を遵守することにより</u>、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。	（議員の政治倫理） 第8条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。	境港市議会政治倫理条例の遵守を規定に加えることにより、関連する条例であることを明確にする。
（市民参加） 第10条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとし、 <u>（削除）</u> <u>2</u> 請願及び陳情は、市政への市民参加の重要な場として、適切かつ誠実に取り扱い、必要に応じて意見陳述の機会を設けるものとし、	（市民参加） 第10条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとし、 <u>2</u> 議会は、審議事項に関する市民意見及び専門的知見の把握のため、必要に応じて公聴会の開催及び参考人の招致を行うものとし、 <u>3</u> 請願及び陳情は、市政への市民参加の重要な場として、適切かつ誠実に取り扱い、必要に応じて意見陳述の機会を設けるものとし、	2項削除。第11条を「広聴の場の充実」に改めることにより、この内容は抱合されると解釈。なお、公聴会については、必要に応じて実施することを逐条解説に盛り込む。 3項は2項へ繰り上げる。

(<u>広聴の場の充実</u>) 第 11 条 議会は、<u>市政及び議会活動に対する</u>市民意見の把握、議会報告等のため、多様な形で市民との<u>意見交換会等の</u><u>広聴の場</u>を適時開催するものとします。	(<u>意見交換会</u>) 第 11 条 議会は、<u>市民意見の把握</u>、議会報告等のため、多様な形で市民との<u>意見交換会</u>を適時開催するものとします。	広く意見を聴くことを明確にするため見出しを「<u>広聴の場の充実</u>」へと変更。目的を明確にし、意見交換会に限定せず、市民意見を聴く場を<u>広聴の場</u>と定義する。
--	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。